

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ラックホールディングス株式会社
代表社名 代表取締役社長 三 柴 元
(JASDAQ・コード番号：3857)
問 合 せ 先 広 報 部 長 梅 田 道 幸
電 話 0 3 - 5 5 3 7 - 1 4 0 6

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 2 回定時株主総会に、議案「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下、「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 9 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するために、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。

(3) 上記変更に伴い、条数の繰り上げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日(火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日(火曜日)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) 情報システムの企画、設計、開発、構築、管理、保守、運営、賃貸および販売ならびにこれらの受託、指導およびコンサルティング</p> <p>(2) 情報システムに関するソフトウェア、ハードウェアの企画、開発、製造、保守および販売</p> <p>(3) 情報システムに関する教育、研修および訓練</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) コンピュータによる受託計算業務</u></p> <p><u>(5) コンピュータに関する各種ハードウェアおよび各種ソフトウェアの電子商取引に関する一切の業務</u></p> <p><u>(6) コンピュータシステム、施設、回線等の賃貸および賃貸</u></p>

(4) インターネットへの接続サービス	(7) (現行どおり)
(5) インターネットを利用したソフトウェア利用に関するサービス	(8) (現行どおり)
(6) インターネットを利用した通信販売および業務処理サービス	(9) (現行どおり)
(7) その他インターネットを活用する付随サービス	(10) (現行どおり)
(8) 情報処理サービス、情報通信サービス、情報提供サービスおよびその他情報サービス全般	(11) (現行どおり)
(9) 情報システムおよび情報サービスに関する調査、研究、開発およびコンサルティング	(12) (現行どおり)
(10) 図書刊行物の出版、編集および翻訳	(13) (現行どおり)
(11) 労働者派遣事業	(14) (現行どおり)
(12) 有料職業紹介事業 (新設)	(15) (現行どおり)
(新設)	(16) <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u>
(新設)	(17) <u>貨物利用運送業</u>
(新設)	(18) <u>古物の売買業</u>
(新設)	(19) <u>コンピュータ機器および周辺機器の古物に関する斡旋、販売および賃貸借に関する業務</u>
(新設)	(20) <u>コンピュータにかかわる災害復旧支援事業</u>
(新設)	(21) <u>金融に関する視察、セミナー、研修の企画・実施および受託</u>
(新設)	(22) <u>システム関連設備の管理に関する業務</u>

(新設)			<u>(23) 建築工事、土木工事の設計、施工、管理および請負</u>
(13) 経営に関するコンサルティング		(24)	(現行どおり)
(14) 投資業		(25)	(現行どおり)
(15) 不動産の売買、賃貸、管理およびその斡旋ならびに仲介		(26)	(現行どおり)
(16) 保険代理業務		(27)	(現行どおり)
(17) メンタルヘルスケアおよびカウンセリングサービス		(28)	(現行どおり)
(18) 探偵業		(29)	(現行どおり)
(19) 警備業		(30)	(現行どおり)
(20) 企業の人事・総務・経理事務および経営管理事務の受託		(31)	(現行どおり)
(21) 前各号に付帯する一切の業務		(32)	(現行どおり)
2 前項各号の事業を自ら営むこと	2		(現行どおり)
3 当社の連結子会社および持分法適用会社について、次に掲げる業務を行うこと	3		(現行どおり)
(1) 人事・総務・経理の業務の支援、指導および代行			
(2) 事業計画の策定および変更の援助			
(3) 事業に必要なシステム、機器、ソフトウェア等の開発、購入および運用の実施			
(4) 営業活動の支援、援助および代行			
(5) 資金調達の計画、実施および援助			

<p>(6) 業界動向に関する情報 収集</p> <p>(7) 商標の使用の許諾</p> <p>(8) 役員・従業員の福利厚生 に関する業務</p> <p>(9) 教育に関する支援、指導 および代行</p> <p>(10) 前各号に付帯する一切 の業務</p> <p>4 前各項に付帯または関連す る一切の業務</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式に係る株券を 発行する。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、当 社は<u>単元未満株式に係る 株券を発行しないことがで きる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第 <u>10</u> 条 単元未満株式を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同 じ。)</u> は、その有する単元未 満株式の数と併せて単元株 式数となる数の株式を売り 渡すこと (以下「買増し」 という) を当社に請求する ことができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 <u>11</u> 条 (省略)</p>	<p>4 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第 <u>9</u> 条 単元未満株式を有する株主 は、その有する単元未満株式 の数と併せて単元株式数と なる数の株式を売り渡すこ と (以下「買増し」という。) を当社に請求することが できる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 <u>10</u> 条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>12</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>11</u> 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、<u>その他の株主名簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>13</u> 条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>14</u> 条～第 <u>52</u> 条 (省略)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 <u>12</u> 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>13</u> 条～第 <u>51</u> 条 (現行どおり)</p>

